

堀田参与提出資料

臨床研究基盤の更なる飛躍



文部科学省

NCは、研究開発独法として
疾患研究を担う



厚生労働省

<国立高度専門医療研究センター(NC)>

- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

橋渡し研究加速
ネットワーク
プログラム

10機関

国立高度専門
医療研究センター
(NC)

6機関

早期・探索的臨床試験拠点

5機関

臨床研究中核病院

10機関

日本主導型グローバル
臨床研究拠点

2機関

重複を除くと、**22機関**

「革新的医療技術創出拠点」として一体化

NCと新独法を明確に関連づけ、
医療技術の実用化を加速

2012

日本版
NIH
始動

国立高度専門医療研究センター(NC)

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人 に関する法律

(平成二十年十二月十九日法律第九十三号)

目的)

第一条 この法律は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行う独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

NCの強み

- 特定の疾患研究を継続的に推進できる
- 研究所と病院が一体化して動く基盤がある
- 全国の医療機関の診療と研究を束ねるハブ機能を持っている
- 世界の研究機関とのコンソーシアムにおける日本の窓口になっている